

二、山口村支部谷長太郎君は地主未岡卯三君より昭和七年度不足米七俵の差押を十二月六日にうけたが全組合員は基金の積立て本年度小作米三割五分減の要求を決め逆襲的闘争に起ち上つてゐる

三、同支部谷百太郎君は三年間土地問題について地主と争つてゐたが八年三月十五日次の如く解決

(イ) 三畝三畝十五歩の換地三畝一畝を取る

(ロ) 三年分の小作米二十二俵半のボービキ

(ハ) 麥の出来は谷君のが良好なため地主から十八圓を補償する

(ニ) 谷君の細君の化粧代として地主から十圓を特に出す

四、昭和八年度の小作米減免は、片野支部では三割から八割で解決、二日市支部は一割から五割まで要求し、全体の三分は解決してゐる

福岡地區

一、松原支部大和潤之助外二名は地主稻生嘉藏の土地引上の訴訟に三年間闘争をつづけてきたが十月十八日左の如き判決によつて組合側の勝訴となつた

(イ) 原告の請求は之を棄却す (ロ) 訴訟費用は地主が出せ

二、而し地主は右の判決に不服だと吐かして控訴した

二、松園支部山田君外一名は同君等の小作兼地を未次鐵工所が買ひ取つて工場を建てることにしたので

(イ) 一反の換地に一反歩と金壹千圓の作雑料を地主に出させて

解決

三、同支部石川郁郎君の小作地が國道敷設のために二百坪ツブレムので地主佐世保市糸山に三千六百圓の補償を要求し十二月七日には松原支部員の應援をうけ同支部員二十二名と共に